

# 定期購入のトラブルに注意！



**相談事例** ネットの広告に、「いつでも解約可能」「購入回数縛りなし」とあった定期購入の美容液を、お試し価格980円で注文した。初回の美容液が届き、解約の電話をしたら「次回発送予定日の10日前までに連絡が必要。すでに期限を過ぎていたので、2回目は受け取ってほしい」と言われたが、納得できない。

## 💡 トラブルにあわないために

インターネット通販の定期購入の相談では、事例以外に解約の電話がつかない、チャットでの手続きを案内されたが操作方法がわからないなど、解約に関するトラブルが増えています。解約の条件はあらかじめ事業者が定めた条件に従うことになります。インターネット通販は、特定商取引法の通信販売に該当し、事業者はインターネット通販の販売サイトの最終確認画面に、取引上重要となる以下の事項について表示する義務があります。

- 購入が1回限りか、定期購入かどうか
  - 定期購入の場合は購入回数
  - 定期購入の場合の2回目以降の金額、  
購入回数に縛りがある場合は支払い総額
  - 解約・返品可否や条件
- 注文時の最終確認画面は、印刷するかスクリーンショットで保存しておきましょう。



注文時の最終確認画面に書かれている解約の条件を、  
しっかり確認することが大事だワン！